

魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する 検討会（第9回） 議事録

日 時：令和5年6月12日（月）14時57分～16時34分

場 所：合同庁舎第8号館6階623会議室

開会

1. 視察報告
2. 憲政記念館展示等基本計画
3. 学習機能の在り方について
4. 展示についての意見交換
5. 今後のスケジュール等

閉会

（出席者）

田中座長、井上委員、川口委員、川島委員、伏木委員

原大臣官房審議官、坂本大臣官房公文書管理課長

鎌田国立公文書館長、山谷国立公文書館理事、中島国立公文書館統括公文書
専門官

野口憲政記念館長、青山憲政記念館副館長

○田中座長 定刻より前ですが、皆さんおそろいになりましたので、第9回「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」を始めます。

本日は、井上先生はオンライン、ほかの委員の方は会議室にて出席をいただいております。また、内閣府と国立公文書館に加えて、憲政記念館からも出席しております。

この検討会も2年前に始まりまして今回9回目になります。今年度は基本構想の取りまとめという大きな課題を抱えておりますし、委員の皆様方には各地への視察をお願いしており、後ほど報告があると思います。それでは、議事に入ります。

議題1、視察報告について、まずは内閣府から概要の報告をお願いいたします。

○坂本課長 それでは、北米視察の報告をいたします。

川口委員と川島委員に参加いただきまして、5月22日、23日にアメリカの国立公文書記録管理院（以下「NARA」という。）の新館と本館、それから、5月25日にカナダの国立図書館・文書館を視察いたしました。

なお、NARA新館では公文書管理についても話を伺うことができましたけれども、本日は展示に関する内容を御報告いたしまして、それ以外は参考資料として添付しておりますので御参照いただければと思います。

まず、NARAでございます。こちらはワシントンD.C.の本館に大きな展示施設が備えられております。建国関連文書はロタンダにあり、観光名所になっておりますけれども、他の展示室もそれぞれのコンセプトに基づいて参考になる展示がされておりますので、御紹介をさせていただきます。

資料1の3ページに図がありますが、1階のオリエンテーションプラザに隣接した場所に、ルービンスタインギャラリーという展示室がございます。詳細は4ページにございますが、常設展示室となっており、アフリカ系アメリカ人の権利、女性の権利、移民の権利など、国民の権利がどのように発展し、獲得されてきたのかについて様々な展示がされておりました。

展示室の入り口に、民主主義の原点となる文書であるマグナカルタの原本が展示されておまして、目玉の展示の一つとして目を引く場所にございました。こちらは実業家から寄託されているということでございます。ロタンダの資料もそうですが、原本が展示されておまして、先方の説明では原本自体に価値があって、見たいという魅力があるものだというお話でございました。

4ページの3つ目のポツには、デジタルを使った面白い展示の試みとして、インタラクティブテーブルと呼ばれているものがございます。平等の権利ですとか、自由と公正の権利、あるいは4ページの右の写真では画面にネイティブアメリカンの権利と出ておりますけれども、そういうカテゴリーをタッチパネルで選ぶと、関連するストーリーや公文書をデジタルで見られるといった展示でございました。写真右側の解説のとおり、見終わった後に印象についてのタグを操作しますと、機器の周りの壁面がモニターになっておまして、そこで周囲の人と共有できるといった仕組みも備えておりました。

5 ページ、上層階にはPublic Vaults、公共の宝物庫と訳しておりますが、広い常設展示室がありました。こちらのコンセプトは公文書とは何なのか、その重要性について様々な視点から紹介するというものでした。

展示のテーマは、家族と市民、民主主義における公文書の重要性など様々で、個別テーマとして戦争や外交などを展示するスペースもございました。それらのテーマの展示を通じて公文書の重要性を示すものとなっております。

展示物には実物資料もございましたが、様々な体験展示などの工夫がされておりました。5 ページの左下の写真は、公文書とは何か、一般の方にはイメージが湧かないことも多いので、公文書の入っているアーカイブボックスを壁面で演出しているものです。また、その隣の写真でございますけれども、昔使われていた公文書保管用の木の箱を演出して、公文書が歴史的に引き継がれているものだということを示すような工夫もされておりました。

5 ページの右下の写真は、一般市民が公文書の中で登場している例を紹介しており、自分の祖先や系譜について、公文書を活用して調べられるということを示して、公文書との関わりを知ってもらうという展示でございました。

6 ページの左上の写真は、憲法前文の「We the People」をテーマとした展示で、写真の中に映像をちりばめるような工夫もございました。そのほか、左下の写真は戦争を扱った展示で、ノルマンディー上陸作戦の日に関するドキュメンタリーやハリウッド映画にNARAの映像が活用されているといった紹介もございました。

そのほか、右上の写真のように、子供がタッチパネルで印章をつくって打ち出して持って帰られるような機器ですとか、右下の写真のように、資料の保存や修復、あるいはデジタル化、文書のライフサイクルについて解説する展示もございました。

なお、このPublic Vaultsは、出来てから20年ほどたっており、今年で一旦閉鎖をするそうです。NARAは2026年の建国250周年に向けて、施設・展示の見直しを行っており、このPublic Vaultsも2026年に向けて見直しを行うということでした。

7 ページの③が、建国の土台となる独立宣言、合衆国憲法、権利の章典の原本を展示しているロタンダでございます。円形のホールでございますが、展示物に比べて非常に広いスペースが取られておりました。私どもは、ほかに来館者がいない時間に見せてもらったので静かで、それほど暗くはなく、半円形の天井から光が注いでくるような展示室でございました。

壁面に沿って奥の方に展示がありますけれども、中央の原本の展示はタイトルのみで解説は行われていないもので、その周囲の展示ケースの中に、これらがどのように書かれたのか、なぜ重要かといった解説が付されておりました。この解説部分には公文書の複製が展示されておまして、それにより、解説は変更せずに同一の建国のストーリーを見てもらうことを可能にしているということでもございました。

7 ページ右の企画展示室については、先方の説明では、NARAが扱っている公文書は堅いイメージがあるので、活動の幅と深さを示し、様々な資料を持っていることを示すために

企画展示を行っているということでした。我々が行ったときには、「スポーツの力」をテーマに展示が行われており、公文書以外の物の資料、例えばメダルとか、ユニフォーム、ボールなども外部から借りて展示しておりました。

8ページ、施設には体験型のラーニングセンターがございまして、多様な年代の来館者や家族連れ、それから修学旅行生などに対してハンズオンの学習を提供していました。現在の施設では、来館者の動線にラーニングセンターは入っていないようですが、2026年の見直し後には、動線上にこのラーニングセンターを位置付けるという話をされておりました。学習の例として、中央の写真、修学旅行生向けの学習の方法として、まずクラスルームで講師からオリエンテーションを受けて、その後、展示室に行って展示物を見学して、戻ってきてクラスルームで何が重要だと思ったかなどをディスカッションするといったやり方で学習をしているという説明がございました。

ここまでNARAの展示について御説明しましたけれども、総じて権利や民主主義の価値を明確に打ち出して、公文書を通じてそれらの重要性でございましてか、あるいは政府の活動と自分との関わりについて考えてもらうような展示がされておりました。

それから、ここには記載しておりませんが、展示の運営などについてもお話を伺うことができました。例えば展示の担当は専属で8名、うちキュレーターの方が3名、レジストレーターの方が2名などいらっしゃり、また展示部門のトップはデザインを専門とされている方で、ほか様々なバックグラウンドを持つ人を集めているということでした。

資金については、ナショナルアーカイブス・ファウンデーションという民間財団があって、そこから資金をもらっているようですが、ただし展示の内容については口をはさまれることなくNARAが決めているということでした。

2026年の見直しの際には、混雑を回避するために入館は予約制にするということもおっしゃっておりました。

続きまして、カナダでございまして。資料1の12ページに基本情報がございまして。2つ目のポツにありますように、2004年に国立図書館と国立文書館という2つの機関が統合してカナダ国立図書館・文書館になったということで、図書館と一体となっている点に特徴がございまして。

一番下のポツ、この国立図書館・文書館は、オタワ市立図書館と共同で、新しく「アディソケ」という施設を計画中でございまして。2026年のオープンを予定しているようでございましてけれども、我が国とちょうど同じように新館を建設中ということで、今回、この新館を中心に話を伺ってきましたので、御報告いたします。

13ページ、このアディソケという施設は、オタワ市立図書館が約6割、国立図書館・文書館が約4割の所有権をもつジョイントベンチャーとしてつくられているそうです。

公立図書館・文書館は、新しいビジョンの中で、これまでは文書の収集や保管に重きを置いてきたところ、今後は利用者と連携をする、利用者を中心に据えて見てもらう、多様な利用者を迎えることを目標にするよう舵を切ったと説明をされておりました。

現在、利用者が年間3万人ぐらいだそうでございますけれども、新しい施設では、図書館と一緒にございますが年間170万の利用者を予測しているということで、一つの巨大な観光施設の中に公文書館が入っていくということになるろうかと思えます。プロジェクトの事業費も約334億円ということで、日本の新館の建物の工事費が500億円弱でございますので、それに比べても結構な規模の施設であると思えます。

施設の建設場所はオタワの中心街にございますけれども、もともと先住民の土地であるということ非常に強くおっしゃられておりまして、先住民との和解の精神の下に共同でつくっていく。先住民からヒアリングなどをして、内装にも先住民の文化などからデザインを取り入れている。また、アディソケという名前も先住民の言葉で「物語を語る」という意味だということでございました。そのほかにも、移民や高齢者・若者などの多様な層から意見を聞いており、多文化のカナダ社会の中で、全ての人の意見を聞くことを目指したという話をされておりました。

14から15ページにかけて施設の概要でございます。1階には広い来館者用スペースがあり、また、図書館・公文書館のオリエンテーションスペースというのがあって、大きなスクリーンを置いて外からも見られるようにするといった話をされておりました。また、1階には企画展など行う展示スペースもあるということでございます。2階と3階がリサーチルームになっており、2階は、カナダの場合は自分の祖先や系譜を調べるために公文書館を訪れる方が最も多いということでございますが、そのためにジニオロジーセンターを拡充して、また、先住民のセンターも設けて、家族の歴史を調べることのできるフロアにするということでございました。

3階がメインのリサーチ・閲覧ルームですけれども、ここにはデジタル化センターという場所もありますが、来館者が資料を持ち込んで、館でデジタル化をして資料としていく、そんな取組を行っているそうでございます。そうした市民が利用するスペースを2階、3階に集約して、使いやすくするという話をされておりました。

そして、4階にくつろげる場所や学習スペースを置いて、5階にイベントスペースやレストランを置くような、大きな施設をつくるということでございます。

カナダでは、展示については常設の展示室もないということで、それほど重要視していないのではないかという感じがいたしましたけれども、他方で、新施設を見ますと、建物自体が先住民との和解、多民族国家の成り立ちを示すようなつくりになっており、今後、公文書館を訪れる内外の人に対して、こうした理念・考え方を示す場になるのではないかと感じたところでございます。

私からは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。それでは、アメリカ・カナダの視察に御参加いただいた川口委員、川島委員からもそれぞれ御意見・御感想がありましたら、川口委員からよろしく申し上げます。

○川口委員 今回、アメリカ・カナダ、それぞれのナショナルアーカイブスを視察し、大

変多くのことを学ぶ機会をいただきまして、誠にありがとうございました。詳細は先ほど坂本課長から御説明がありましたので、私から幾つか現地で対話をするこゝで得られた印象などを報告させていただければと思っております。

今回、現地を訪問して改めて強く感じたのは、国のアーカイブスは国の形をそのまま反映しているということ、また、その国が抱えている社会的な課題に正面から向き合っているということです。至極当たり前のことを言うようではけれども、書籍や論文、あるいは視察のレポートからは得られない強い意識を感じました。突き詰めると、今、その国では何が問題かという根源的な問いが組織の根底にあると思います。問題意識がまずその中心にあって、そのほかの運営とか展示の工夫というものは、それに付随する事項であるという関係性を再認識した次第です。私たちもそれにならって、本末転倒ということがないように自戒の念を込めて改めて認識いたしました。

NARAは、アメリカは国民全体で1つのストーリーを共有しているという大前提があるのだと思います。そのストーリーを象徴する記録が先ほどロタンダにあるということで御紹介がありましたけれども、そういう文書・記録がそろって1か所に所蔵されているという事情があります。

したがって、原本を掲示しているロタンダというのは、ある種、放っておけば人が大挙して押し寄せてくるような観光名所になっていて、世界的にもまれな例であるということがある。それはそういう知識としては持っているのですけれども、職員もそういう認識で、ここはすごく混むのですと説明をされていたので、内部もそういう認識なのだと感じた次第です。

ロタンダというすごく混む施設とは別に、ミュージアムの在り様がとても参考になりました。ミュージアム全体を運営するスタッフというのは、ボーイング・ラーニングセンターを担うラーニング担当者と密に連携しておられて、よいチームワークを実践しているという印象を持ちました。

ミュージアムの展示の部分と教育という、ある種研究者ではなく一般に開かれた機能の部分を担当するチームは、先ほど御説明にあったように必ずしもアーカイブの専門家ということでもなくて、デザイナーのバックグラウンドを持つ専門家であったり、あるいは学校の先生であったり、また、直接関係がないのかもしれませんが美術史家といったような異なるバックグラウンドを持つ多様な人材が配置されているということが分かりました。展示や教育については、その分野の専門家を配置するという発想も有効なのではないかと思いました。もちろん採用人数は自由にいかないところだと思いますけれども、多様な人材を適材適所に配置するというところもあるのかなと思いました。

このラーニング部門長の発言がすごく明快でした。視察レポートにもあるように、ラーニングの目的というのは、これから国を担っていく世代の若者に、自分たちで世界を変えられるということを教えることになると思言しておられて、強い意志を感じました。教育の目的、あるいはゴールがはっきりしているのこゝで、それに向かっでどのような手法を採る

のかという具合に、目的と手段がはっきりと区別されている、位置づけられているというのが印象的でした。

なお、その方法論の部分ですけれども、レポートにもありましたように、かつてはワークショップ室で子供たちの時間を過ごさせるということが多かったけれども、今は先ほどお話ししたゴールに従って、資料を収蔵する組織だからこそできるようなプログラムに変えているといったお話でした。つまり、今は参加者に展示室でなるべく資料に触れる体験をさせて、どの資料が重要と考えるかといった、そこに正解はないけれども、考えさせて議論させるといったプログラムを行っているということでしたが、このことも最終的にどういう成果を得たいかが明確であるからこそ、プログラムがそれに適しているかどうかを判断することが可能になって、したがって、プログラムの改善が可能になっていると見受けました。

カナダ国立図書館・文書館は、カナダはアメリカと違って1つのストーリーをみんなが共有しているというのではなく、白人では英国やフランスに出自がある人であったり、あるいは先住民も複数のコミュニティーがあったりして、極めて出自が多様である民族国家であるということが、国の象徴として認識されているわけです。

今回の訪問でまず印象に残ったのは館長の冒頭の挨拶です。会議室に通されて、本題に入る前に、冒頭、館長がファーストネーションズ、つまり先住民に対する敬意を表明するといったことから我々との対話が始まったということがあります。今、私たちが立っているこの土地というのは、本来先住民の土地であって云々というような、そういうことから始まって、割に長い説明がそこではなされたのです。ともすれば、私たちは、日本から訪問してその場所にいるわけで、正直なところ、日本人の感覚、少なくとも私個人の感覚からすると、それはカナダ国内の事情であって、第三者である私たちに無関係ではないかと感じなくもないような話だったわけですが、そういうことではないのだろうということに改めて知ったわけです。

無関係ではなく、その態度表明に象徴されるような先住民との和解、リコンシリエーションというキーワードが出ていましたけれども、それが国の根幹に関わる事柄であって、したがって、日本からの客を迎える場であっても、そうした表明を行うことが、ナショナルアーカイブス、国の機関として必要なことであるという認識の下に行っているということがよく分かりました。

そして、先住民との関係を構築するという、カナダという国が抱える大きな問題があるので、この問題への対応がナショナルアーカイブスの活動の特徴づけている。その後、いろいろディスカッションをしていく中で、ますますそこが印象づけられていったわけです。

その一つが、先ほどもありましたけれども、先住民の複数あるコミュニティーとディスカッションを重ねながら施設の方向性を定めていくという方法を採用しているということでした。今風の言葉を借りればインクルージョンということになるだろうかと思えますけれども、カナダでは組織の在り方として多様性を反映すること、声を聞くことが重視されていると

ということがよく分かりました。

例えば先住民コミュニティとの対話の中から上がってきた要望として、建物は温かく人を歓迎するような雰囲気にしてほしいというものがあったそうで、それに応えて建物の内装・外装も工夫したということでした。内装としては、グリーンウォールを設けるといふ予定だそうで、それはアーカイブスとか図書館とかの関係者の感覚からすれば、施設内に自然の植物を置くというのは、かなり大胆な発想だなど思うわけですが、そのことはカナダのほうでも承知の上でそれを計画に含めているという様子でした。

カナダでのアディソケのプレゼンテーションでは、随所にダイバーシティとかインクルージョンとか、あるいは新しいテクノロジーとか、ユニバーサルアクセシビリティとか、昨今の注目のワードを取り入れた計画であるという点は、日本の感覚としても今建物をつくるとすれば、そういうキーワードを中心に考えるのだろうなということでは参考になりました。

その一方で、気候変動に対する対応としても、ネットゼロカーボンとか、リード認証とかいったような言葉が計画の中に含まれていまして、これまでその点はあまり考慮に入れてこなかったのかなと思いますので大変刺激を受けました。

これから国の施設として新しい建物を建てるという段において、その国の社会的・文化的課題だけではなくて、地球規模の問題にも配慮するという姿勢を持っていることを知って学ぶところがありました。

大きな問題とは異なるところかもしれませんが、カナダ国立図書館・文書館の場合、コレクションに絵画などの美術品を所蔵しているということもある。それが特徴の一つとして見受けられました。

所蔵品はいずれもカナダの歴史に関わる主題を描いたもので、それはアーティスト誰それの作品というよりは、あくまでカナダの歴史に関わるドキュメンタリーであるといった側面を重視しているという御説明でした。

そう考えると、カナダもそうですし、あるいはアメリカでも、NARAのミュージアム以外にリサーチセンターがあるメリーランド州の新館に行っただけですけれども、そちらではテクスチュアルなリサーチはここですということを説明されていて、ということは、裏を返せばテクスチュアルなものではなくて音声や映像の記録を持っている。オーディオ・ビジュアルの記録も所蔵しているというわけで、つまり記録の範囲が文書限定ではなく、もう少し広い多様なメディアを視野に入れているといったところで、アメリカもカナダもそこは共通しているなという印象を持ちました。

我が国も、絵巻や地図、あるいは写真などを所蔵しておられて、中には重文指定を受けているような資料もあるということを思いますと、そして、それを公文書館の中でもウェブで発信されていることを重々承知しておりますけれども、より一層テクスチュアルな記録に対する視覚的、あるいは耳に訴えるような資料の存在ということで、きちんとコレクションの中に位置を与えて、そういう言葉にして位置を与えて、展示により一層の活用を

考えることができるのではと考えました。

今回、両公文書館に共通して、課題の認識と明確なゴールの設定が大きな鍵を握っているという印象を強く持ちました。その一方で、そうした印象というのは、もしかすると、今回はいずれも新大陸にある建国の歴史が比較的浅い国だからこその特徴だったのかもしれないとも思っております。

今後、歴史のあるヨーロッパの国々の公文書館を視察したら別の考えを持つかもしれませんが、今回の視察からは、いずれにしましても自分たちはどういう組織なのかと、国においてどういう役割を果たすべき組織なのかと、そのことを誰に対しても、訪問者である日本人に対して説明するような必要がありますし、また、組織の運営も最終的な目標に沿うように構成されなければならないといったことを強く認識した次第です。

○田中座長 ありがとうございます。次に、川島委員、よろしくお願ひします。

○川島委員 私は、ワシントンもオタワも、公文書館として利用したことはありました。でも、メリーランドのNARAの新館では、いつも私は右のリサールームに向かうのですが、左奥の内部に入ったのは初めてで貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございます。川口委員のコメントと重複するところは避けながらお話をしたいと思います。

1つ目に、結論というか、全体としての印象は、今から10年後ぐらいにどこかの国の人が、日本の新しい国立公文書館を訪れた場合、同じようなプレゼンがこちらにできるのかということ強く感じました。つまり、なぜここにこの建物があって、何のためにあって、何をしているのかということちゃんとプレゼンできるのかということが問われているのだと思います。結局、ここが入り口です、ここは第1ルームで何が入っています、ここに研修の学生が来る部屋があります、こういう部屋ごとの案内になってしまうとすれば、まさにそれは、川口委員のおっしゃった目的と方法がほとんど一緒になってしまっている、あるいは目的がなくなってしまう本末転倒の話になっているということになるでしょう。なぜこれがあって、どういうコンセプトで、これをどうしてこうつくったのかということ説明できるのかということが、強く問われているのだなということがよく分かりました。

アメリカは18世紀にできた国で、カナダは20世紀にできた国で、そういう意味では歴史がある意味で浅いし、近世・近代国家から始まっていますから、国の理念などが明確にあるわけです。日本は何が国の理念かと言われても、難しい面があるのですが、とはいえ、そもそも何を伝えるのか、何を基礎にするのかということは求められ、その点でシンボル展示がすごく大事になるということがよく分かりました。アメリカはこの点がクリアだと思います。これとこれを出せば、これが国の始まりを示すことになるので分かるのです。日本は、この国の起源はどこまで遡れるのか分かりませんし、公文書館に江戸時代のものがあるは分かっているのですが、近代国家としてこの国がどのような存在であるのかということをしつかりと踏まえた上で考え、しっかりと理念づくりをすることが大事だと思います。

2つ目に、アーカイブスはそもそも何をしているのかということ伝えることも大事な

ことだということも今回の視察でよく分かりました。これは、民主主義の問題に関わることです。先に申し上げた機能と役割、そして国民との関係性というのははっきり示すということでしょう。

3つ目に、先ほどのカナダにおける先住民を考慮するという話、あるいはアメリカであれば展示の中に数多くいわゆるインディアンと称された人々との関係性が出てくるわけです。これは展示する側も苦心したはずです。つまり文字で書かれた資料というのは当事者側の視線を反映したものであることが多く、征服・占領・支配された側の資料は残りにくいわけです。カナダのアーカイブにはルーツを探るための専門のスペースがありましたが、ここでもどうしても白人というか、欧州から来た人たち中心になります。それでもなるべく先住民の視線を組み入れる。あるいは建物のコンセプトに組み入れる。カナダの場合は絵をたくさん持っていますから、文字以外のものを利用して表現をしようとしているということです。

つまり、歴史的にネガティブな事象や問題点というものについて、それを展示やデザインの主題として位置付けたり、あるいは積極的に展示したりして、歴史的に自分たちがこうした問題を、歴史的にいかにか乗り越えてきた、乗り越えようとしてきたのかということをしかりと表現する。それもまたダイバーシティを示すこと、マイノリティーの視線を取り入れることにもつながりますし、また征服戦争や植民地的な支配など「ブラック」な物事に向き合うことにも関わるわけです。そうした点で、このような展示に関するコンセプト、デザインの理念などが重要であろうと思うのです。

逆に言うと、日本の新館に来るであろう外国人の訪問者たちは、そうした目線でこちらを見るのだらうと思いますので、そうした視線に耐えられるだけの理念、展示をしかりと行っていくことが大事なのだらうと思った次第です。

4つ目は、それぞれが展示、教育といったものを重視して、様々な活動と連携しているのですが、今回の視察先では展示専門のスタッフがそこにいて、そうしたことをキャリアとしてやってきた方々がいました。そうした人員構成への配慮も必要だし、また、ラーニング、学びのところにも専門家がいました。そうしたところにちゃんと人員をしかりと配置をすることの重要性もあるのだらうと思いました。

ただ、この点に関して興味深かったのは、アメリカNARAは、ホームページではそこまで教育関係が充実していなかったのです。それはオンラインよりも実際に来てもらうことを重視しているのですかと質問したら、随分買い被りをしてもらってありがとう、お金がないですとの回答でした。そうした悩みがあるというのはほっとしましたが、いずれにしても、あまりオンラインを頼りすぎないというのは確かなようでした。現場での教育、オンラインはともに大事なのですけれども、オンラインに頼りすぎないという姿勢がワシントンでは特に見て取れたかなと思っています。この辺りはバランスの問題だと思います。遠隔地への情報伝達、またダイバーシティへの配慮という点でもオンラインをしかりやることが求められますので。

カナダでは、リコンシリエーション、和解のことを重視してそれを軸に置いていました。この問題に関して、アーカイブの姿勢はまさに当事者側としてのそれでした。アーカイブ自身もまたこの問題に関わる課題を内包してしまっているから、一生懸命この問題に対応しようとするわけです。例えば17ページ、系譜の部屋にイヌイトとか先住民の系譜はなく、それは全部白人なわけです。目下、彼らの社会の中で本当に問題になっている先端的課題に関して、それへの対策・対応をいかにするのかということが展示の理念に反映されているのだと思います。だから、全てが解決済みで、きれいに整理されているということではなく、それよりも内側に様々な問題を抱えながら、彼らが彼らの立場でそれを解決しようとする姿勢を示そうとしているのだと思われます。社会的にその問題を解決する一つの場としてアーカイブがあるということなのだろうと思いました。

5つ目、これはNARAについてですが、レコードマネジャーにあれだけの種類があるということを知りませんでした。機能ごとに、レコードマネジャーにも名称、役割があって、それだけ強い権限を持ち、かつ役割分担ができています。ナショナルアーカイブスがそれぞれの官庁の担当者を集めて研修をすとか、しっかりとした機能を持った組織の在り方というものも、今回の展示の議論とは異なりますが、非常に勉強になったところです。

○田中座長 ありがとうございます。今の報告に関しまして、御質問・御意見ということで、伏木先生、どうでしょうか。

○伏木委員 資料1を読ませていただいたところのことで申し上げますけれども、例えば、カナダでは来館者がアーカイブを作成するところがある、それがまた館内のデータソースの充実にも加わるというところがありました。それはとてもびっくりしました。他には、例えば10ページ、NARAのリサーチルームでは、資料の写真を撮ることができて、スキャンをして家で記録を見ることができるということ、そのスキャンする記録について申請は必要ないとか、こういうことが促進されると、研究する側も一般利用者も公文書館の利用率が上がるのかなと思いました。

それから、私の担当としては教育現場の子供たちや先生方がどのように利用していくものになるかということに関して期待されていると思うのですが、国立公文書館に限ったことではなくて、日本の一般的な子供が団体で訪ねていくような何々館というところは、知識を講義してくれる場だったり、何かを触ったり操作すると、一方的に情報がいただける場所なのです。学校の教室とあまり変わらないです。

私自身は、川島先生の御意見とは少し異なるかもしれませんが、これから教育現場はデジタルベースに大きく塗り変わり、授業の方法自体が変わっていくと思うのです。そうやっていくときに、学ぶ人たちが国立公文書館にアクセスすることに関しては、文書だけではなくて、文書に音声や映像みたいなものがミックスしたようなものとか、VR・ARなどで、まさに公文書館の中に入って、それを疑似体験できるかのようなものが、これからの世界の潮流になっていくだろうと思っているのです。ChatGPTが出る数年前の話と、この数年の

動きが大きく変わってきているので、そういう意味では、既にアメリカ・カナダの公文書館には、そちらにシフトできるような可能性があったのかどうか。

結論を言うと、日本にこれからできる国立公文書館は、ユーザーサイドがアクセスしやすく、そして、疑似体験もライブ感溢れ、どんなところに行っても、どんなハンディキャップがあってもアクセスできるようなことが求められるのではないかと考えているのです。そのヒントの幾つかが両館にあったかもしれないなという印象を持ちました。レポートを読ませていただいた感想です。

○田中座長 ありがとうございます。私は手短かに、NARAは改修に3年かかるというのに驚いていて、そんなにも大改修をするのかと。我々は改修というのは年度内でやるようなイメージなので、アメリカのNARAがどう変わっていくのかということは引き続き情報収集をしていただければと思います。

川口先生、川島先生の話聞いて、現地では、リアルな館が発するメッセージを感じたのだなということで、先生方がおっしゃったように、館が発するメッセージをどうつくっていくかというのは、非常に大事だなというのを改めて感じた次第であります。ありがとうございました。

続きまして、議題2の憲政記念館展示等基本計画につきまして、憲政記念館から御説明をいただければと思います。

○野口憲政記念館長 衆議院憲政記念館長の野口でございます。

本日は、御説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

衆議院憲政記念館展示等基本計画は令和4年3月に策定いたしました。これより前、平成30年度に同計画の原案を策定いたしております。新館建設事業では、政府におきまして、平成30年3月に新たな国立公文書館建設に関する基本計画が策定され、その後、平成30年度から3か年度の予定で基本設計や実施設計を行うこととなりました。

衆議院では、平成30年度において、新館建物の設計に展示室や収蔵庫等の設計と条件、また、来館者や展示資料等の動線を反映させるために、展示等基本計画の原案を策定することといたしました。なお、この段階では、新館の間取りや室形状などは不明でしたので、想定される展示室や収蔵庫等の面積に基づいて検討を進めました。

この原案の策定に当たり、新たな憲政記念館が戦略的に取り組むことを目指す若年層の施設利用の可能性を探るために、小中学、高校、障害者支援教育など、教育関係者等へのヒアリングも実施しております。

先生方のお手元に衆議院憲政記念館展示等基本計画の概要版と、参考として憲政記念館の歴史とその役割を配付いたしております。この基本計画は令和3年度に新館建物の実施設計もおおむね固まってまいりましたので、基本計画原案を基にして、各展示室の配置や展示手法等について、建物の実施設計図面に合わせた修正を行い、それらを反映させたものとなっております。

概要版に沿って説明いたします。まず、憲政記念館の歴史は、1972年に議会制民主主義

についての一般の認識を深めることを目的として開館し、その前身は1960年に尾崎記念会館が建設され、1970年に議会開設80年を迎えるに当たり、憲政功労者を顕彰するにとどまらず、広く憲政資料を収集・保管し、常時展覧する施設として構想され、尾崎記念会館を拡充して憲政記念館となり、現在に至っております。

当初の基本計画原案を策定するに当たり、開館から50年近くが経過していることから、この間の社会情勢の変化や施設利用者の動向等を踏まえつつ、理念及び目的の検討から始め、その上で、展示テーマやターゲットの検討を行うことといたしました。

概要版の四角1、理念につきまして、憲政記念館は議会への扉と掲げ、その目的を国民の皆さんが議会制民主主義についての理解を深めるとともに、主権者としての知見を涵養する場となることといたしました。

次に四角2、施設機能につきまして、旧館でも展示機能はありましたが、新館では新たに必要とされる機能として展示・学習機能の学習部分を厚く対応することや、ホームページや広報誌でのお知らせにとどまっていた情報発信機能を強化することとしております。

次に四角3、展示の概要につきまして、旧館でのテーマは憲政史、憲政功労者、国会の組織や運営、議場体験で構成されていきました。新館ではこれまでの構成に沿いながらも、有権者の権利義務の紹介や主権者教育の体験の場の強化を求める内容であり、来館者に積極的にアプローチしていくことを考えております。

憲政記念館には子供から高齢の方まで幅広い年齢層に来館いただいておりますが、社会科見学などの学校行事で来館する割合が高いことから、小中学生、そして、直近で有権者となる高校生を戦略的ターゲットとし、学習指導要領で取り上げられている人物は積極的に憲政史の中等で紹介することとしており、また、体験の場ではターゲットの学習深度に合わせた体験プログラムの必要性についても触れております。

展示の基本方針としましては、概要で表しておりますが、コンセプトを直感、体感、実感ミュージアムとし、見て分かる展示、試して分かる展示、深めることで分かる展示を目指し、直感的な展示として、②議会制民主主義と国会の仕組みのコーナーでは、見るだけで直感的に理解いただく、見てパッと分かるような視覚的な展示を、体感的な展示としては、③の第一委員室体験コーナー、④の本会議場体験コーナーや、ここで行う体験プログラムを実感的なものとして、携帯型情報端末への情報発信による解説などを計画しております。

展示の主なものを御紹介させていただきます。②議会制民主主義と国会の仕組みのコーナーでは、特に若年層へ訴求すべく、大型、縦約3メートル、横約10メートルの国会議事堂のホワイトモデルへ議事堂の歴史や議事堂のトリビア、また、国会の1日などのコンテンツをプロジェクションマッピングで投影することや、国会の機能などを学習していただくハンズオン展示、モニター上に衛視の制服姿や明治・大正時代の議員のフロックコート姿に着替えた御自身の様子を見られるような仕掛けを用意することを予定しております。

展示の中心となる⑤憲政の歩みのコーナーでは憲政の黎明期、憲政の樹立期、憲政の常

道の確立期などと時代を分けて、実物資料の展示や時代ごとにモニターによる資料紹介を行います。また、情報端末を通じて時代背景の説明、展示資料の解説、人物の紹介を行い、その人物の写真、書、音声、動画等を見て聞いていただくことを考えています。

③の第一委員室体験コーナーは国の予算を審査するために内閣総理大臣と全閣僚が出席する予算委員会が行われる委員室を模したものです。この委員室には通常の参観では立ち入ることができませんので、新設する体験コーナーは実物展示としての機能を持つほか、40名が着席し、予算の審査を学べる体験学習の場として積極的に活用することを考えております。

④の本会議場体験コーナーは旧館時代から人気の実物展示の議席数を12席から40席に拡充して設けることとしており、本会議の議事を学べる体験学習の場として活用いたします。

最後に、現在の憲政記念館の取組について説明いたします。新館建設期間中の代替施設として昨年の6月に移転開館し、今1年が経過いたしました。この間、約2万7000人の来館者に来ていただいております、その約7割が小中学生、高校生となっております。

ここでは新たな憲政記念館で行おうとしている体験型・参加型プログラムを先取りする形で、参観者に議会政治の始まりと今の国会の役割を説明し、議場体験コーナーで実際に総理の演説や採決の模擬議事を体験してもらうなどの試行的な取組を行っております。児童・生徒の皆さんから、国会の重要性が分かり憲政に来て楽しかったとの声が私に多く寄せられ、また、学校の先生からは教育に役立っていると言ってもらったなど、好評をいただいております。

展示設計は令和6年度から開始する予定ですが、引き続き内閣府、国立公文書館、国土交通省など関係諸機関の皆様と協力しながら、この事業を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様、何か御質問・御意見はございますでしょうか。

最初に私から、資料を拝見しますと相当ビジュアルに振ったといいますか、リアルとか、そこを重視されて、まさに直感、体感、実感ということに重きを置かれたなと思うのですが、これは国会見学に行った小中高生が、その後、憲政記念館に行って学びを深める、そういうことを想定されているわけですか。

○野口憲政記念館長 まず、現在の憲政記念館、今、説明したように、旧来の憲政記念館は説明とか体験学習をやってなかったのですが、私も昨年夏に館長になり、新たなこと、私は議会運営、政治に携わっていたものですから、体験プログラムの説明を始めました。

そこで、学校の先生や生徒さんから聞くと、今、憲政記念館に来館してから国会議事堂に行くグループも多いです。両方なのです。クラスによって違っていたり、ただ、先生方からは、ここで学んで、どうしても国会議事堂は中をずっと歩くだけで、国会とは何か、議会政治とは何かを学ぶことができないので、憲政で学んでから議会に行く、あるいは時間の都合がありますから、国会に来てから憲政でそれを補充する。

そういった形で、繰り返しになりますけれども、国会議員の先生や多くの先生や来られる方からは、議事堂では議会とは何か、国会とは何か、政治とは何かがなかなか教えられていない。それを憲政記念館で担っていただけないかというのが、私が昨年に着任したときの館長の私への宿題でございまして、それを現在やり、私も先頭を切ってスタッフと一緒に、2万5000人ぐらいの方々に説明を始めました。感想は先ほどのとおりでございまして、特に学校の教育現場から応援をいただいております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。ほかに皆様、何か御意見・御質問はございますか。

伏木先生、どうぞ。

○伏木委員 御説明ありがとうございます。

これまでの学校の団体が国会見学に来て、その前後に憲政記念館を利用されるというパターンに適用できる形が望ましいのだろうと思います。

ただし、この国の有権者の投票率は低いわけだし、政治ということに対する子供たちの身近な意識がなく、教職員もそうですけれども、憲政ということを実際に考える拠点になってほしいし、これは後でお話ししようと思っていたのですけれども、「国立公文書館は国の成り立ちを伝える」とありますが、国の成り立ちを伝えるとはどういうことか真面目に考えないと、これはアメリカ・カナダの公文書館から学べることだと思うのです。

政権与党の主張のとおりには今は教科書がつくられている。私は社会科の教科書編集統括に関わっているのですが、事実上、自由に書けないのです。教科書会社もいろいろな事情があります。でも、政治を学ぶ、国家の在り方を学ぶときには論争のあることも学ぶ必要があるし、双方の対立、コンフリクトを一緒に学びながら、どうそこを考えていくのかということ学ぶことが、歴史であってほしい。

国際社会の中でそういうことが問われるようになっていて、デジタルの時代になってボーダーレスになってきているので、それを今度再建される公文書館が率先してやれるのかどうか、国立公文書館がどこまでそういうことに挑戦できるのか分からないのですけれども、日本にとっては不都合な事実があったとしても、そのことを踏まえて国民が、子供たちが考えていくための一番信用できる事実が分かる拠点が公文書館であると、教育現場のアクセスの仕方も変わってきて、単なる行事の消化としての寄り道ではなくて、ここに来ることが目的になると、積極的に考えたいなと個人的には思っています。

そういうことからすると、情報を提供する、学ぶためのきっかけにするのは、教科書でも学べるわけなのですが、公文書館に来ると、教科書には書かれていないけれども、いろいろな歴史的な事実を考えるきっかけになるとか、例えばこの国の歴史では女性史から鑑みた歴史はなかなか学べないわけです。為政者から見た歴史と女性史から見た歴史では全然違うのです。そういう意味では教科書で学ぶことは学べるのだけれども、憲政会館とか公文書館に来ると、もっと多様な考える歴史が強化されるような拠点になるようなことを考えられるといいなと、期待をしております。

○田中座長 ありがとうございます。川島委員、どうぞ。

○川島委員 大変興味深い御報告をありがとうございました。

体験型・参加型プログラムが好評ということですが、彼らが学校に帰った後はどのようなのでしょうか。アフターケアというか、その後も連絡をする手段とか、もっと学びたい場合にはホームページにアクセスすればこれができるとか、その辺りはどうでしょうか。

○野口憲政記念館長 お答えいたします。まだ今、子どもは始めたばかりの段階で、学校側からお礼状が届くことで終わっております。ただ、学校も定期的に来年また来ます、継続で来ますから、そういった形で続いていくことになると思うのです。

例えば今、私たちが憲政記念館で1つの参観の1時間の枠内でどのくらいやるかという、大体30～40分ぐらいしか滞在されません。小学6年生の1クラスから5クラスぐらいまで、まず、憲政の歩みのコーナーで五箇条の御誓文を見せまして、こういったワークをつくっております。「広く会議を興し、万機公論に決すべし」政治のことは会議においてみんなの意見を聞いて決めよう、民主主義の始まりを教え、その後、板垣の自由民権運動、伊藤のヨーロッパの憲法調査、大日本帝国憲法の複製を見せまして、天皇の御名御璽、伊藤、大隈の直筆を見てくださいということなど、当時の帝国議会と今の国会の違い、簡単に議会の始まりを説明した後、今の憲法制度を説明します。

三権分立は小学6年生の1学期で学びますので、三権分立と国民主権、この国の中心に国民がいて、その国民を代表する国会を国権の最高機関と位置づけている。国会は国民のためにしっかりと審議をしなければならないというようなメッセージをし、その後、議場体験を行う。30～40分ぐらいのコースです。

今まで、こういったことで実際に生徒さんたちが触れること、教科書しか触れていないので、実際のものに触れる、あるいは特に議場体験では、実際に採決が本会議で行われていますので、政治を身近に感じるというようなことを今志して行っております。

○田中座長 ありがとうございました。

では、続いて、議題3、学習機能の在り方と議題4、展示についての意見交換に入ります。まずは国立公文書館と内閣府から資料の説明をお願いします。その後、意見交換を行います。

○鎌田国立公文書館長 それでは、新たな国立公文書館における学習について、お手元に資料を配付してございます。

1ページ目に、新たな国立公文書館と学習機能というページを設けておりますが、学習機能、あるいは国立公文書館の目的については、そこに書いているようなことでございますが、学習との関係では2つの点に注目しております。

第1は、先ほど憲政記念館の7割が児童・生徒だというお話でありましたけれども、国会の参観者も7～8割が児童・生徒でありますので、言ってみれば、将来において我が国を支えていく若い世代が、これからは国立公文書館に来てくれるだろうと、これに対してどう応えていくかというのが一つの柱であります。

第2は、資料4のほうに書かれていることでもありますけれども、新館における展示・学習のうち、展示の目的としては、1ページ目の下の四角囲みの中に①②③と3つの目的が掲げられておりますが、これは学習の面でも同一であると考えて、この目的をどう達成していくかということがもう一つの柱でございます。

それを実現するための方向性というのは多様にあると思いますけれども、これを2ページ目のスライドにありますように、大きく2つに分けて整理をしてみました。その一つが体験プログラムの実施でございます。もう一つがいわゆる学習プログラムといわれるものの提供ということに分けました。この2つは不即不離でありますので、境界線が明確に引けるわけではございませんけれども、便宜上、このように分けさせていただきました。

体験プログラムの実施に関しましては、新館における体験支援室を活用しながら、従来の取組を発展させていきたいと考えています。その中身として、来館型と来なくても体験できるという非来館型と分ける。そして、ターゲットになるのがいわゆる児童・生徒の場合と、それ以外の場合に分けるということで、ターゲットに応じた手法を考えていこうということでもあります。

もう一つの方向性であります学習プログラムの提供、これは教材の作成であったり、教師・生徒に対して一定の教育に適した資料を提供することが中心でありますけれども、高等学校の学習指導要領の改訂によりまして、公文書館が書かれましたので、それに応えられる内容をこちらの側でも用意しなければいけないと思っております。

これは便宜上、学校教育の場で活用していただく学習プログラムと、それ以外を分けて整理をさせていただきました。そして、学校教育との関係では、教員に対するプログラムの提供と児童・生徒との関係とは分けて考えようといった方向性で検討を進めているところです。

3ページ目を御覧いただきますと、体験プログラムについて、これまでの経験を踏まえて整理したものを提示させていただいております。様々な層の方々が保存・修復などの体験、あるいは公文書の閲覧体験、これが一番重要だと思っているのですけれども、閲覧体験を通じて公文書の意義・重要性、また、公文書館における公文書の保存・利用の意義・重要性、こういったことをいつでも学ぶことができるようにするのが大きな目的でございます。

これまでの取組の例といたしましては、先ほどの分類でいくと、来館型というものでは業務体験と呼んでおりますけれども、3ページ目の下の写真の①に掲げてございますが、中学生や高校生向けに特定歴史公文書の保存業務とか利用業務を体験してもらう。こうしたことをこれまでも行ってまいりました。

写真の②のところにありますのが館主催の見学会での閲覧体験です。これは親子向けであったり中高校生向けであったり、大学生向けであります。こういった形で様々な資料を閲覧する体験をしていただけてきたところでございます。ただ、回数は端的に言って少ないというのが現状です。

非来館型というのもあり、全国どこにいても公文書や保存・利用の意義・重要性を体験的に学ぶことができるようにしようと、バーチャルな体験プログラムが重要でございますけれども、利用に関わる部分を除いては、現時点ではまだ実現ができておりませんで、将来の課題だと思ってよろしいかと思えます。

新館に向けての主な論点としては、プログラムの継続的な企画運営を行うための人材が圧倒的に不足しているというのが最大の課題でございます。保存・利用の体験プログラムの企画、あるいはその運営に常時当たることのできる職員は現在おりません。また、学習者の層に合った企画・説明が必要であります。そのためには保存・利用の専門性だけではなくて、様々な層とのコミュニケーション、コーディネーションができる能力・資質が必要でございますけれども、これを備えた人材というのは、特に公文書館には配置されておりませんので、今後、こういったところの人材も補充をしてかないと、常時こうしたプログラムを実施することは難しいかと思えます。

同時に、スライドの下から2つ目の○に書いてありますけれども、学習者が身近に感じることのできる公文書、これを提示することから公文書、あるいは公文書管理、あるいは公文書を通じた国の在り方というものに関心を持ってもらう、深めてもらうのに効果的なのですけれども、そういった機能を果たせるような文書の種類というのが、現在の国立公文書館では比較的少ないと言ってよろしいかと思えます。

先ほどの諸外国の例でもファミリーヒストリーの調査目的での利用が、日本では戸籍も不動産登記簿も公文書館には来ないことになっておりますので、個人の権利・義務に関わる公文書の移管の範囲、立法資料・裁判資料と並んで、収集範囲の拡大が一つの大きな課題になっていると思えます。

最新の技術を用いたプログラムについては、先ほど申した将来の課題でありますから、これまでの様々な先進事例を収集して、それにならって新しい体制を組んでいきたいと考えています。

4枚目を御覧ください。学習プログラムであります。我が国の歴史や政策の成り立ちだけでなく、国の仕組みを学ぶことができるように支援するというのが目的であります。取組の実績と今後につきましては、まず、教員向けの取組をこれまでは実施いたしております。公文書館が教員を対象に講習会を開催した年度もあります。現在は、例えば東京都教職員研修センターのような教員団体の取組に公文書館として協力するという形でございます。これも年に1～2回程度の開催にとどまっております。

また、学校からの依頼によりまして、ゲストティーチャーとして講義を実施するということがあります。これも中学校に行った例がありますけれども、当該中学校に関連する地域の資料から公文書に関心を持っていただくような形で進めてきたところであります。

学校教育以外の教育プログラムというのは、端的に言えば展示の延長線上でございます。例えば常設展示でパネルや説明を中高校生にも分かるような内容に改めてきております。また、常設展示におきまして、かつてはクイズを出して、ゲーム形式で興味を持ってもら

う、あるいは閣議決定文書を作成してもらう、こういうこともしてまいりました。

それから、館主催の見学会における展示の解説や企画展に関連したイベント等もやってきておりますけれども、これも常時行っているわけでは必ずしもないので、これの常設化が必要であると思います。

今後ですけれども、こういうプログラムを提供されて何かを知るところから、さらに自分で探る、自分で考える、自分で調べられる、こういうところへ導いていくことが非常に重要だろうと思います。特に現在の国立公文書館は行政文書が中心でありますから政策決定の前提・背景、何を目的にして政策決定が行われたのか、その手法が適切だったのか、こういった点の評価をし、将来どうすればよいかということを考えてもらうような方向に導いていくプログラムを構築し、提供していくことが必要だろうと考えています。

そのために何がさらに求められるかと言いますと、現在、公文書館の中には学校教育の経験や知識を有する人材が極めて少数しかおりません。こういった職員が今後は必要でありますし、教員たちの意見を取り込んでいくことが必要になる。そういう意味で学校の教育現場との密接な交流だけでなく、そういった豊富な経験を有する人材が、こういった部分でのプログラムの策定に関わっていくことが必要だろうと思っております。

その観点で言いますと、一つは小中学生になればなるほどそうなのかもしれませんが、私は地方の公文書館の役割は大きいと思っています。地元の社会、あるいは地元の歴史を身近に感じられるような資料は、地方の公文書館・史料館が持っているわけありますから、そういったところにこういったプログラムのつくり方を提供していく、あるいは連携を図ってグッドプラクティスを普及させていくといった役割を果たすのも国立公文書館の役割の一つだろうと思っています。

もう一つ、体験でもあり学習でもあるのですけれども、一番重要なのは、それぞれの児童・生徒が今、あるいは将来において国立公文書館の資料を使いこなせるようにすることが非常に重要であり、そのための道具立てはできているわけですので、デジタルアーカイブを使って実際に必要な資料を見つけて、検索してダウンロードして分析するというようなことをやっていく。その使い方を伝える試みはすでになされていて、アジア歴史オンラインセミナーは具体的にそれを使うとどんなことができるかということを示していますし、アジア歴史ラーニングもホームページ上で資料の背景を探っていく、その入り口までのガイドをしてくれておりますので、こういった先進的な事例をもっともっと普及させていくのが一つの方向性だろうと思っていますので、こういった点についても充実を図っていきたいと思っています。

○田中座長 ありがとうございます。続いて、坂本課長からポイントをお話いただけますか。

○坂本課長 資料4、1ページの「整理していく事項」のうち、「展示の目的」以下の3つの○については、既に御議論いただいていると思います。

それ以下の「展示5室の活用の方針」、「展示5室以外の活用の方針」、「学習機能の

在り方」、「憲政記念館など他の機関との連携」その他につきまして、本日は御意見をいただき、次回も御議論をいただければと思っております。

1～14ページのオレンジの帯のページは以前に御提示をしているものです。

14ページに各室の図、そして15ページには展示5室の活用の方針ということで、コンセプトを掲げさせていただいております。シンボル展示室のC室は、展示の目的の3つのうち1つ目の「公文書の意義・重要性」を伝える展示を行ってはどうか。主なテーマとして日本のあゆみを伝える象徴的な文書を展示してはどうかということで整理をしております。

常設展示室は、まず2つ目の目的であります「公文書を保存し、将来に残す意義・重要性」を伝えるものとし、主なテーマとしては、公文書管理制度や公文書館の役割・業務等が分かるような展示をしてはどうか。それから、3つ目の「歴史や政策の成り立ち」という展示の目的のために、主なテーマとして「日本のあゆみ」をベースに展示を行うとともに、テーマ別の展示も行ってはどうかということで掲げております。

それから、企画展示室は、3つ目の目的の派生に当たる「多様な切り口から日本の歴史・文化を伝える展示」を行うことを目的としてはどうかということで、ここでは企画展示や他機関との連携企画などを行ってはどうかと考えております。

16ページ、各室の活用の方針は、シンボル展示室については、「概要」にございますが、静謐な雰囲気では照度は低く、展示する資料数は少なく、原本展示は期間限定としてはどうかということで案を記載しております。

17ページ、常設展示室については、「概要」にございますが、②の「公文書を保存し将来に残す意義・重要性を伝える展示」については、パネルや模型等を充実させてはどうか。③の「歴史や政策の成り立ちを伝える展示」については、「日本あゆみ」をベースに検討し、また動線は、壁面で主に時系列で展示し、展示室の中央部分については分野別に整理をして、自由に観覧できる展示構成としてはどうかということでアイデアを記載しております。

19ページから、展示5室以外の活用の方針として、来館者用スペースと体験支援室について記載しております。

20ページ、来館者用スペースはカフェ利用者のスペース、あるいは修学旅行の団体用のスペースとして必要ですけれども、加えて、例えばミニ展示等を行って公文書に関心を持ってもらえるような仕組みにしてはどうか、あるいは地下1階の展示などを案内する仕組みを取り入れてはどうかということに記載しております。

体験支援室については、体験プログラムを導入するのが主な活用方法だと思いますけれども、ほか、アーキビストの体験プログラム、あるいは公文書のライフサイクルを説明するようなプログラムといったものも取り入れてはどうかというアイデアを記載しております。

21ページ、学習機能の在り方については、館の説明を踏まえてアイデアを記載しております。現在の取組の充実という観点からのアイデアでございますけれども、例えば企画展や特別展について公文書のバリエーションを増加させてはどうか、最新の技術を用いたプ

プログラムを取り入れてはどうか、あるいは企画に併せた学習機会の提供や、年齢層などのターゲットに特化した企画などに取り組んではどうかということを記載しております。

下の4つの〇は学校教育を念頭に置いたものでございますけれども、教員等を対象とした講習会の拡充ですとか、出張講義、あるいは教員向けの学習プログラムなどを充実してはどうかといったことでございます。鎌田館長からお話がありましたように、教育現場に知見のある人材の確保などもこちらに上がってくる内容であると思います。

22ページ、新たな施設の開館を見据えた取組として、例えば1つ目の〇、国会見学のルートに組み込まれますことから、こうした層を対象とした見学・学習ルートやプログラムを実施してはどうか。それから、一番下の〇、憲政記念館とも連携したターゲット別の見学コースも検討すべきではないかといったことを記載しております。

23ページ、憲政記念館など他の機関との連携でございます。こちらには既に委員からいただいた意見を中心に記載しておりますけれども、国立公文書館と憲政記念館が一体の施設として認識される可能性があるのも、全体として魅力的な展示を行うべき、一体となった見学コースの検討を行うべき、あるいは保有資料の貸し借りなどでも連携を図るべき。それから、地方・海外の公文書館との連携については、地方と一緒に特別展・企画展を実施してはどうか、あるいは好事例の横展開を行ってはどうか、それから、海外とも特別展の企画など連携を図ってはどうかといったアイデアを記載しております。

24ページ以降は展示室等のイメージということで、第7～8回検討会で委員からいただいた意見を列挙しております。この辺りも、今回の視察の内容等を踏まえてさらに深掘りをしていただければと思っております。以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様にご意見を伺いしようと思っております。最初に、井上先生、お願いします。

○井上委員 学習に関して今回おまとめいただいております内容は非常によくまとまっており、これまでの議論も反映されたものになっていると思います。この方向で行っていただくことに異存はございません。

鎌田国立公文書館長からのお話にもございましたけれども、来館いただいて、それで終わりということではない、公文書館に来館の前から興味・関心を持っていただくという仕掛けが必要で、また、来館後、主権者として積極的に公文書を利活用するような市民になっていただくことが目的だとしますと、来館前から来館後までの一連のプロセスと捉えて来館者の「体験価値」を創出することが必要だと考えます。おまとめいただいた案は、そのような観点で学習機能も組み込んだ内容になっているかと思っております。

北米の視察報告で感じたことを一言申し上げますと、川口委員から、その国の社会課題に正面から取り組む姿勢というのが強く感じられたというお話がございました。日本では、対立をはらむようなセンシティブな問題については、できれば触れたくない、あるいは対立を煽りたくないという空気が存在するように思います。「日本の」の空気と申し上げましたが、諸外国もそれぞれその国の中の問題、あるいは対外的な問題について長い年月を

かけてその課題に向き合う姿勢を醸成してきたということもありますので、日本でできないことはなかろうと思っております。

新国立公文書館でどこまでチャレンジできるのか問われているのかなど、今日感じました。エビデンスで語るができるというのが公文書館の特徴でありますので、エビデンスをフェアな形で提示して、受け取り手がそれをどう考えるのか、解釈するのかというような考えさせる展示や学習の在り方を模索できればいいなと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。では、伏木委員、お願いします。

○伏木委員 先ほど鎌田国立公文書館長に課題も含めてお話しいただいて、本当に納得しました。この方向でぜひと思うのですが、その後、展示・学習についての具体案が出てきました。私は昨年フィンランドに出ているこの会議をお休みしており議論についていけなかったのですが、前提として、3つの点を提言したいと思います。

1つ目は、教科書は4年に1回改訂しますが、来年からまた小学校の教科書の改訂が始まります。次のフェーズではデジタル教科書に大きく移行するのです。そのときに一番ネックになるのが著作権・著作権の問題で電子資料をデジタルで扱うことの難しさがあります。そこで、国立公文書館に所蔵されている資料、写真、そういったものがアクセスフリーで教科書会社が使えるようになる、そして、現場がそのまま使えるようになると、ここのアクセスがととも増えることになるので何とかならないかなと思っています。ということは、教科書会社の編集スタッフを対象としたオンラインセミナーとか、ライブセミナーを企画されたらどうかと思うのです。もう来年から小学校は教科書会社ごとの編集会議が始まり、中学校は翌年、高校はその次なのですけれども、順次そういう戦略を立てたらいかがかなと思います。

2つ目は、コロナのこともあり教員研修がオンライン対応になり、様々なセミナーを教員が職場を離れずに受けられるようになりました。最近の学校は他の教育現場へ出かけていく出張とか、講師を招いて時間を割くとか、を実施するのは負担を増やし大変なのです。けれども、オンラインやオンデマンドで要点を学べるようになって、各都道府県の教育委員会が共催や後援に入り、文科省の後援も入るとなると、免許更新講習後の研修メニューに国立公文書館主催の講座が使われる可能性が大だと思っております。大変意義のある公文書館なので、教員研修のオンライン型を積極的に活用する戦略を検討していただきたい。

3つ目は、地方の公文書館とのネットワークへの要望です。国立公文書館に来た、あるいはオンラインやデジタルでここにアクセスした人がいろいろなことを学んだ、しかし自分の地元ではどうなのだろうというときに、そこに誘導しやすくなり、そこと連携が密になっているという組み方になると、公文書が子供たちや一般の人にとってより身近になって、生涯学び続けるときの拠点として認識されるようになるのではないかなと思っています。そんなことを前提にあらためて考えていただき、御提案いただいた展示・学習の内容を再確認していくといいかなと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。では、川島委員、お願いします。

○川島委員 1つ目は、展示の部分で、例えば資料4の17ページにあるような「日本のあゆみ」をこれから展示していくという話です。その際に、植民地なり、戦争なり、近代の意義にあった様々な問題をどう展示するかというのは大変重要なので、そこをしっかりと考えてほしいと考えます。

2つ目は、「日本本土出身の、男性の、大人の視線」だけの歴史にならないようにしていただければと思います。これまでは教科書を含めてそのような歴史で語られてきてしまっているので、ダイバーシティや、バランスを考慮した歴史となるようになることを希望します。これからはそれらが重視される方向へと急速に社会の中で変化すると思うのです。これらを踏まえるよう御留意いただければと思います。

それから、鎌田国立公文書館長の話に関して、新しい国立公文書館には戦前の戦争の記録も含めて、日本の戦争に関わる旧陸軍文書にしても、外交文書はほとんど来ないわけです。

○中島統括公文書専門官 戦後の防衛省の移管先は国立公文書館です。先生が仰っておられるのは、恐らく旧陸海軍ということだと思います。

○川島委員 つまり、国立公文書館には原則旧陸海軍の記録、外務省の戦前・戦後の記録の多くはこないわけで、戦前戦後の外務省記録と戦前の軍記録は、アジア歴史資料センターを通じて関与しているのです。ですから、国立公文書館はアジア歴史資料センターを通じて、ここに移管されない文書に関わっているわけですから、展示にしても教育の機能にしても、アジア歴史資料センターの機能をしっかりと残した状態ですることがとても重要だと思っています。そこが切れてしまうと、こちらに来ない文書とのつながりを失ってしまうのです。今後、ここに持ってこない文書のことを考えて、アジア歴史資料センターの機能をしっかりと残していただいて、そこでのオンラインも含めた教育機能等々も、こうした計画の中に組み込んでいただければいいなと思っています。

○田中座長 ありがとうございます。川口委員、お願いします。

○川口委員 展示のことです。目的の1番に公文書の意義・重要性を伝えるとあって、これはずっとこの会議で議論してきたことを反映していただいていると思うのですが、ここに立ち返って、なぜ重要なのかという、そこが弱いのかなと感じております。何で重要なのかということを考えてもらうということを展示・学習を通じてやっていく必要があるだろう。これは今後検討していく必要があるのかなと思っています。

体験ということも、そう考えると、つつい保存・修復の体験をしてみるとか、それは親しみを感じるという点で面白いプログラムとは思いますが、何で修復してまで残すのか？とか、そこにもう一步踏み込めると、体験プログラムが生きてくるのかなと思うので、そういうことも今後議論できればと思います。

○田中座長 私からは、憲政記念館では国会のことが中心になり、公文書館というのは行政や、裁判所の資料も来ることになれば、そういう部分を担うのかなということなので、公文書の重要性を伝えると同時に、その裏にある国の動きが主権者から見て分かるような

体験ということもぜひ考えたほうがいいかなと思います。先ほどの憲政記念館の第一委員室の話にしてもインパクトがあるなと感じました。子供たちが見て、いずれ有権者になったときに、このように国は回ってきたのだなということが分かるような展示の在り方というのは、ぜひ検討したいなと思います。

学習については、オンラインとか、どうしても陳腐化する部分があるので、うまく機能を使って、そんな頻繁に改修できないでしょうから、長く使えるような仕組みをどう考えるかというのは、技術を含めて考える必要があるかなと感じています。

最後に、今後のスケジュールについて、坂本課長からよろしくをお願いします。

○坂本課長 資料5、今後のスケジュールは、7月に海外の公文書館の視察先として、イギリスとフランス、それから台湾を予定しております。御参加いただく委員におかれましてはどうぞよろしく願いいたします。

その後、これまでの御議論を踏まえた骨子を提示させていただき、年内に2回ぐらい御議論いただければと思っております。その中で、今日御議論をいただけなかった論点の部分についても引き続き御意見をいただきたいと思っております。年明けには文案化したものをお示しして、最終的に御了解をいただければ、年度内に展示基本構想を取りまとめて、その後、基本計画を決定させていただきたいと考えております。

なお、公文書館の体制に関連して、参考資料を1枚配らせていただいております。5月に超党派の議連から政府に対して要請があったものでございまして、「新たな国立公文書館に向けた『機能』と『体制』の充実・強化に関する緊急要請」というものでございます。この中で、政府に対して3点、すなわち1点目としまして、新たな国立公文書館が諸外国に引けを取らない施設となるよう機能を備えること、2点目としまして、それを支える人員・体制について、開館までに300名超体制とするなど抜本的な強化を図ること、3点目としまして、これらの準備を開館に向けて遅れなく計画的に進めるために必要な予算を計上することが求められております。

○田中座長 今回のスケジュールにつきまして、委員の皆様の御意見は大丈夫でしょうか。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 台湾の公文書館ですけれども、2025年に新館をつくる方向で建物もつくっているの、しっかりと話が聞ければと思いますので、下調べ等をよろしくをお願いします。

○田中座長 では、本日の議題は以上となります。

次回の日程はまた事務局から連絡をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、今日は御出席いただきましてありがとうございます。では、今日はこれで終了します。